

半左記を覺書として四日午前一時山神社前廣場に爭議圖を解散せり。

○解決事項

- 1、採炭夫、堀進夫、仕織夫、支柱夫に對し稼働一方に付金拾錢の生活費補助支給す
右を六月一日に遡り實施
- 2、労働時間は十時間とす
- 3、坑内購買夫にして現在見合必要の人を限り稼働資金中より毎日壹圓内拂す
右は二箇月以内適當の時期より實施す
- 4、諸掛の内容は明細發表す
- 5、宿社宅は漸次改造す
- 6、醫師は傷病患者に對し親切に取扱ふ

- 7、礦夫勞役扶助規則に依る扶助は公平に取扱ふ
- 8、舊社宅最寄の箇所は浴場を設けす
- 9、賃金は状態に對し封入し内容記入の上支拂ふ
- 10、爭議關係者中より三名を解雇す其の人は選は鐵業所に一任し通告後十日以内に退去するものとす

○覺書とせざる事項

- 1、爭議費用參百圓支給
 - 2、爭議中缺勤に因る賞與資格喪失に伴ふ代給金百圓
 - 3、解雇者に對する法定外の餉別貳百圓
- 二項は爭議圖員の總意により犧牲者三名の餉別として贈呈す